

浪江町移住者住宅取得事業補助金のご案内

1 概要

浪江町移住者住宅取得事業補助金とは、浪江町への新規転入に伴う住宅取得を支援する補助金です。

平成 23 年 3 月 11 日時点で浪江町民でなかった方が、平成 29 年 3 月 31 日以降に県内又は県外から浪江町に転入し、住宅の新築又は購入をした場合に、建物の取得費用に対して補助するものです。

2 補助対象者要件

(1) 補助の対象となる方

次のうち、すべてに該当する方となります。

- ・平成 23 年 3 月 11 日時点で浪江町民でなかった方。
- ・平成 29 年 3 月 31 日以降に浪江町に転入し、住宅新築又は購入をした方。
- ・補助対象者及び同居する世帯員に、市町村税等の滞納がない方。
- ・暴力団でない方。
- ・居住の実態があり、継続的(概ね 5 年以上)に移住する意思を持って、町内に移り住む方。

(2) 補助の対象となる住宅

- ・建築基準法等の関係法令に適合していること。
- ・戸建住宅の延べ面積は、住生活基本計画（全国計画）において定める一般誘導居住面積水準を満たしていること。
- ・耐震基準を満たしていること。

(2) 補助の対象とならない方の例

- ・平成 23 年 3 月 11 日時点で浪江町民だった方。
- ・住宅取得に係るその他の補助金を既に適用した方。
(補助金によっては併用も可能ですので、ご相談ください)
- ・住宅を譲り受けた等、無償で住宅を取得した方。
- ・戸建住宅の延べ面積が単身世帯は 5 5 m²、2 人世帯は 7 5 m²、3 人世帯は 1 0 0 m²に満たない場合など。

(3) 補助対象期間

平成 29 年 3 月 31 日以降に住宅の取得及び浪江町に転入し、事業が完了（新しく取得した住宅に移転及び浪江町に転入し、居住を始めること）したものに限りま

3 補助金額

(1) 基礎補助額及び加算補助額

基礎補助額として 100 万円 を補助します。その他、3 つの加算要件について該当する場合は、それぞれ 15 万円 を加算して補助します。

補 助 内 容		補助上限額
基礎補助		100 万円
加算要件	① 子育て世帯又は若年夫婦世帯であること。※	15 万円
	② 補助対象者及び世帯構成員のいずれかが町内事業所等に就業していること。	15 万円
	③ 町内に本店又は支店を有する事業所が建築工事を請け負い、住宅を新築すること。	15 万円

(※用語の定義)

子育て世帯 : 18 歳以下の子 (18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者に限る。) とその親、又は妊婦がいる世帯

若年夫婦世帯 : 夫又は妻のいずれかが 40 歳未満である法律上婚姻関係にある夫婦がいる世帯

(2) 補助対象経費

補助対象となる経費は、町内へ移住するための住宅取得に要した経費とし、次の各号の経費を除いた額とします。また、対象経費の 1/2 を補助金額の上限とします。

- ① 土地取得費
- ② 外構工事等に要する経費
- ③ 併用住宅における住宅部分以外に係る経費
- ④ 国又は地方公共団体が行うほかの補助金等を活用する場合の当該対象経費

4 申請時必要書類

申請にあたり、下記の書類のご提出をお願いします。

No.	書 類	備 考
1	浪江町移住者住宅取得事業補助金交付申請書（様式第1号）	記入様式
2	浪江町移住者促進住宅取得事業計画書（様式第2号）	記入様式
3	浪江町移住者促進住宅取得事業誓約書（様式第3号）	記入様式
4	町税等の未納がないことを証する書類	
5	移転住宅の位置図、平面図、配置図及び現況写真	現況写真は複数枚ご用意ください。
6	各契約書の写し	住宅建築・購入に係る契約書
7	各領収証の写し	住宅建築・購入に係る領収書
8	建築基準法に係る検査済証の写し	
9	登記事項証明書の写し	建物及び土地の登記簿
10	浪江町転入後の住民票の写し	前住所の表記があるもの
11	振込口座の通帳の写し	
12	雇用保険証の写し又は就業証明書等	補助対象者及び世帯構成員のいずれかが町内事業所に就業している場合のみ添付すること。
13	新耐震基準を満たしていることを証明する書類	昭和56年以前の旧耐震基準時に建築された建物の場合のみ添付すること。
14	その他町長が必要とする書類	

5 手続きの流れ

- ① 住宅の取得及び転入後に申請手続きを行います。
「4 申請時必要書類」に記載の書類のご提出をお願いします。
- ② 町による審査後、交付決定通知を発行いたしますので、請求書のご提出をお願いします。
- ③ 請求書の受理後、町から補助金の支払いを行います。

6 留意事項

番号	項目	内容
1	定住する期間について	当補助金を受ける要件として、「居住の実態があり、継続的（概ね 5 年以上）に移住する意思を持って、町内に移り住む」必要があります。事業完了後、居住の実態があるか確認する場合があります。
2	住宅取得費用の算出について	当補助金の申請には、土地取得費用等を含まない建築部分のみの費用を算出する必要があります。しかし中古住宅の購入等の場合、土地と建築の費用の内訳が表記されない契約による場合がありますので、その際は別途担当窓口にご相談ください。
3	申請者名及び住宅所有者名について	住宅所有者ご自身が申請する必要がありますので、同一名である必要がございます。

7 お問い合わせ及び提出先

浪江町役場 企画財政課 移住推進係

〒979-1592

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2

TEL : 0240-23-5764 (直通)

FAX : 0240-34-4593